

第 年 月 日

(事業者) 様

広島市長



調 停 付 託 通 知 書

本市においては、市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、広島市消費生活条例（平成 1 8 年広島市条例第 7 5 号）を制定し、市長に消費者からの苦情を処理する責務を課すとともに、解決が困難な苦情については、広島市消費生活紛争調停委員会の調停に付することができるものとしています。

ついては、この度 (事業者) 様と (消費者) 様との
に係る案件（平成 年度広島市消費生活紛争調停委員会調停案件第 号）を当委員会による調停に付することになりましたので通知します。

なお、今後の日程等につきましては、当委員会から改めてお知らせいたします。

当委員会の内容等についてご質問等がありましたら、ご連絡ください。